

米子市総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 25 日 条例第 221 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における総合計画の策定について広く市民の意見を求めるため、米子市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。